明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**一九五）　一

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一九六、一九七）　二

○農薬を登録した件
（**農林水産**七五七～七六一）

○農薬を再登録した件（**同**七六二）

○農薬の登録が失効した件（**同**七六三）

○道路に関する件
（**四国地方整備局**六〇～六七）

○道路に関する件
（**九州地方整備局**八二）

〔**官庁報告**〕

法　務　八

判決（最高裁判所）　八

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　一〇

地方公共団体
行旅死亡人関係　三五

会社その他　三六

会社決算公告　三七